

令和3年5月発行 No.26

編集・発行 水土里ネット北条砂丘（北条砂丘土地改良区）
〒689-2105 鳥取県東伯郡北条町下神1108-1
TEL (0858)36-2004 FAX (0858)36-2620
http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/

◆ 新役員決まる!! ◆

- ◎理事長 青 亀 恵 一
- ◎総括監事 金 山 英 文

令和3年3月8日の役員選挙の結果、次の方々が当選され、令和3年3月30日開催の理事会及び監事会において新しい執行体制が決定しました。（任期4年）

なお、理事及び監事の業務分掌は次のとおりです。

氏名	住所	役職	補助機関
青亀 恵一	北条町弓原	理事長	用水調整委員長
石井 通人	北条町江北	代表理事	庶務委員長
廣芳 洋一	北条町東園	代表理事	会計委員長
米本 浩明	北条町江北	理事	庶務委員
村中 孝志	北条町江北	理事	工事委員
追谷 悦夫	北条町国坂	理事	評価委員長
山本 泰夫	北条町国坂	理事	会計委員
磯江 勇二	北条町北尾	理事	庶務委員
坂本 憲昭	北条町下神	理事	工事委員長
根鈴 直人	北条町松神	理事	会計委員
浜田健太郎	北条町西園	理事	庶務委員
山下 誠一	北条町西園	理事	評価委員
福嶋 良昭	北条町由良宿	理事	評価委員
堀本 巧	北条町妻波	理事	工事委員
金山 英文	北条町東園	総括監事	
田中 昌志	北条町亀谷	監事	※員外監事
柿本 一夫	北条町田井	監事	

◆ 新総代決まる!! ◆

令和3年2月8日執行の総代選挙の結果、次の方々が新総代に当選されました。（任期4年）

第一選挙区（定数25人）	
地区	氏名
江北	絹見 敏夫、西村 進、横濱 郁生
江北浜	濱本 明人、淀瀬 一広
東新田場	石水 章吾、新田 豊和
西新田場	桝田 文明
国坂	前田 誠一
国坂浜	井上 昌史、青亀 泰寿、山信 幸男
大野	香川多加志、林 茂樹
田井	石田 克美、稲本 喜久
北尾	森本 壮一
弓原	濱本 昌春
弓原浜	濱本 幸之
下神	石賀 政一、岩垣 栄作、三谷 英志
松神	山下 博之、濱田 陽一、濱根 泰弘
第二選挙区（定数15人）	
地区	氏名
東園	永田 和茂、砂川 隆範、永田 恭彦
西園	濱田 雅司、竹本 貴光、田中 隆至
原	山田 祐輔
池口	池口 興延、吉田 淳一
由良宿	福島 康博、妻由 賢治、竹歳 泰洋
妻波	吉松 和則、上山 雅之、山下 正美



理事長
青亀 恵一

理事長再任の御挨拶

このたび、北条砂丘土地改良区の理事長に引き続き就任しました。再度、このような大役を担うことになり、心引き締まる思いとともに、本事業の完遂に向けて最大限の努力をする決意を新たにしたいところです。

さて、農業を取り巻く環境は、年々厳しさを増し、後継者不足という最大の難問が多くの問題点を引き起こしています。

この砂丘地農業においても同様で、遊休農地の増加に歯止めがかかりません。

特に砂丘畑の農業は、耕作地が砂地であり、海岸近くで強風地帯という独特の環境条件により、厳しさは一層であり、中でも水問題は重要であります。

当改良区はかん水事業という砂丘地農業にとっては生命線となる事業を管轄しており、その重要性を再認識するところです。

国の全面的な支援を頂いて、当施設の機能診断をしていただきました。その結果は、機械・施設等の老朽化は進行しており、ほとんどのものが耐用年数を過ぎており、早急なる更新・改善を必要とする旨の報告を受けました。

今後は、公的支援を受けながら、順次、機械・施設等の更新・改善を行う必要があります。

農業振興の下支えとしての土地改良区事業の重要性をしっかりと認識し取り組んでまいりますので、役員、職員共々、よろしくごお願い申し上げて就任のあいさつとさせていただきます。

第70回 通常総代会開催



令和3年3月8日午後1時30分より、北栄町中央公民館の2階講堂において、第70回通常総代会を開催しました。

今回も昨年と同様、新型コロナウイルス感染予防のため書面議決を認め、総代50人（うち書面議決19人、出席率84%）の出席を頂き、議長には北栄町弓原の三谷慶彦総代が選出され、提出された24議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち令和元年度決算及び令和3年度予算の概要は下記のとおりです。

※令和2年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

《令和元年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 組合費	89,354,986円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	6,727,314	町補助金
3 財産収入	1,778	預金利子
4 使用料及び手数料	207,870	施設使用料、手数料
5 繰入金	3,186,281	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	0	
7 雑収入	3,499,768	過年度未収賦課金等
8 維持管理適正化事業	12,690,000	県土連事業交付金
9 繰越金	1,982,951	前年度繰越金
10 繰替運用	16,000,000	
合 計	133,650,948	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 事務費	37,624,335円	事務費、総代会費他
2 事業費	18,565,610	維持管理適正化事業他
3 負担金	21,000	県土連負担金他
4 維持管理費	27,490,990	揚水管理費他
5 償還金及び利子	27,346,667	畑総事業償還金
6 繰出金	4,880,547	職員退職給与引当金他
7 諸費	257,870	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
9 繰替運用	16,000,000	
合 計	132,187,019	

差引残額 1,463,929円は翌年度へ繰越

《令和元年度 決済金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 決済金	1,309,319円	農地転用地区除外他
2 雑収入	26,592	預金利子
3 繰越金	74,718,867	前年度繰越金
4 繰替運用	16,000,000	
合 計	92,054,778	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	986,281円	経常費他
2 繰越金	75,068,497	次年度繰越金
3 繰替運用	16,000,000	
合 計	92,054,778	

《令和元年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000,000円	
2 雑収入	29,065	預金利子
3 繰越金	36,328,804	前年度繰越金
合 計	40,357,869	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 退職給与金	510,300円	
2 繰越金	39,847,569	次年度繰越金
合 計	40,357,869	

《令和元年度 太陽光発電施設管理運用特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 売電収入	2,413,920円	
2 雑収入	487	預金利子
3 繰越金	6,820,334	前年度繰越金
合 計	9,234,741	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	2,200,000円	電力費に充当
2 繰越金	7,034,741	次年度繰越金
合 計	9,234,741	

《令和元年度 財産目録》

令和2年3月31日現在

摘要	金額
【資産】	円
流動資産	13,225,836
（1）預金	1,463,929
（2）未収賦課金	11,791,907
特定資産	121,950,807
（1）決済金積立金見返預金	75,068,497
（2）職員退職給与積立金見返預金	39,847,569
（3）太陽光発電施設管理運用積立金見返預金	7,034,741
基本財産	8,000
（1）鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
修理資材	2,322,810
固定資産	
宅地（改良区事務所敷地）	2,032㎡
ため池・水槽（下神、由良西浜、江北）	6,956㎡
雑種地（揚水機場用地・ボックス等）	9,049㎡
山林・田・畑	2,307㎡
道路	382,404㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,955㎡
資産合計	137,537,453円

摘要	金額
【負債】	円
長期負債	22,874,150
（1）日本政策金融公庫（畑地帯総合整備事業）	22,874,150
積立金	121,950,807
（1）決済金積立金	75,068,497
（2）職員退職給与引当金積立金	39,847,569
（3）太陽光発電施設管理運用積立金	7,034,741
負債合計	144,824,957円

《令和3年度 一般会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 組合費	68,027千円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	13,683	県・町補助金
3 財産収入	1	預金利子
4 使用料及び手数料	93	土地使用料、手数料他
5 繰入金	10,321	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	1	
7 雑収入	934	過年度未収賦課金他
8 維持管理適正化事業	15,210	県土連事業交付金
9 繰越金	1	前年度繰越金
10 繰替運用	25,000	
合計	133,271	

(支出)

科目	予算額	付記
1 事務費	41,264千円	事務費、総代会費
2 事業費	28,402	維持管理適正化事業他
3 負担金	25	県土連負担金他
4 維持管理費	28,319	揚水管理費他
5 償還金及び利子	5,730	畑総事業償還金他
6 繰出金	4,001	職員退職給与引当金他
7 諸費	230	賦課金通知書郵送料他
8 予備費	300	
9 繰替運用	25,000	
合計	133,271	

《令和3年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 決済金	2千円	排水管理費
2 雑収入	10	預金利子
3 繰越金	73,869	前年度繰越金
4 繰替運用	25,000	
合計	98,881	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	9,823千円	一般会計繰出金
2 繰越金	64,058	次年度繰越金
3 繰替運用	25,000	
合計	98,881	

《令和3年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 一般会計繰入金	4,000千円	一般会計より繰入
2 雑収入	7	預金利子
3 繰越金	43,852	前年度繰越金
合計	47,859	

(支出)

科目	予算額	付記
1 退職給与金	1千円	
2 繰越金	47,858	次年度繰越金
合計	47,859	

《令和3年度 太陽光発電施設管理運用特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 売電収入	350千円	
2 雑収入	1	預金利息
3 繰越金	6,235	前年度繰越金
合計	6,586	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	500千円	電力費に充当
2 繰越金	6,086	次年度繰越金
合計	6,586	

★令和3年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費（前期）	令和3年7月1日～8月2日
2期	維持管理費（後期）	令和3年8月1日～8月31日
3期	畑地帯総合整備事業特別賦課金	令和3年9月1日～9月30日

◇徴収金額（千㎡当たり）

イ	維持管理費	10,600円	(前期5,400円・後期5,200円) ※前年度10,600円	償還期間
□	畑地帯総合整備事業特別賦課金			令和4年度まで
	中北条地区	2,730円	※4,110円	//
	中北条地区(江北暗渠)	4,560円	※5,940円	

※下北条地区、大栄地区は維持管理費のみの賦課です。
中北条地区、中北条地区（江北暗渠）は4期の賦課はありません。

太陽光発電への取組

●農林水産省 低炭素むらづくりモデル支援事業

（北栄低炭素むらづくり協議会…北栄町・北条砂丘土地改良区）

●テーマ 太陽の恵みをエネルギーとした農産物づくりにより地域の活性化を目指します。

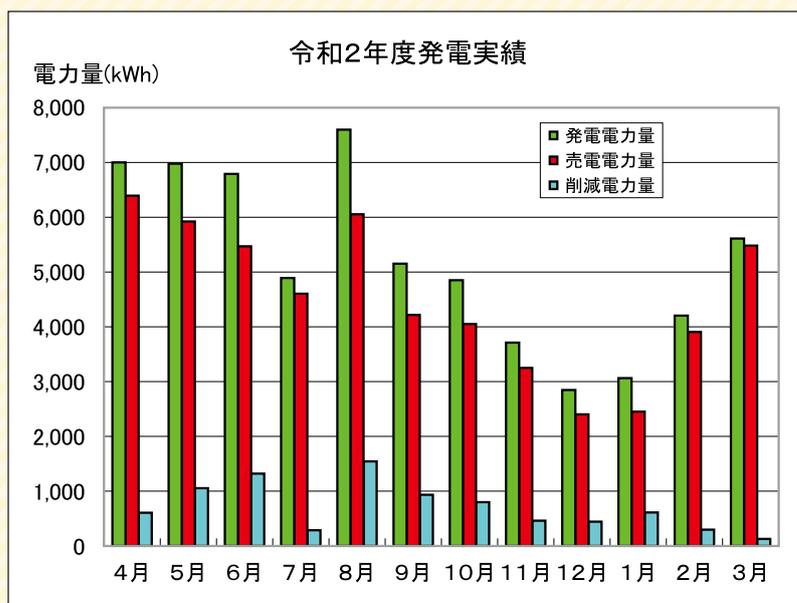
◎令和2年度発電実績

- ・設備容量：54kW(合計6か所)
- ・発電電力量：62,705kWh
- ・売電電力量：54,211kWh
- ・売電収入：2,428,962円
- ・削減電力量：8,494kWh
- ・削減電力費：約170,000円

◎平成23年3月から

令和3年3月末までの実績

- ・総発電電力量：612,521kWh
- ・総売電電力量：517,374kWh
- ・総売電収入：24,660,786円
- ・総削減電力費：約1,900,000円



◆◆◆ 職員の採用について ◆◆◆

令和3年4月1日付で、中井優香（技師）を正規採用しました。今後ともよろしくお願ひします。

★地区除外の取扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
2. 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

（注）

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

〔令和3年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（千㎡当たり）	105,405円
	松神地区	107,005円
	大栄地区	108,605円
2	償還金決済金（千㎡当たり）	
	畑地帯総合整備事業	
	中北条地区	1,759円
	中北条地区（江北暗渠）	3,587円
3	役員現地確認実費弁償費（1申請当たり）	2,500円

●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。御希望の方は、6月中旬までに改良区に申し出てください。また、特別賦課金（4ページ 徴収金額の口）を全額繰上償還していただくこともできます。こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出てください。（償還額は決済金の2を参照）

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしくをお願いいたします。

●口座振替及び振込金の領収書について

口座振替及び振込金の方は、口座通帳記入（引き落とし）をもって領収書にかえさせていただきます。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替を是非御利用ください。口座振替の手続には1か月程度かかります。お早めにお申し込みください。口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。土地改良法第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員が死亡し農地を相続された場合
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐことになります。このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意ください。

●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手数料が加算されます。また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金がかかりますので御注意ください。

●滞納処分について

組合費の支払が滞っている場合には『滞納』となります。組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押さえることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差押えを行うに当たり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押さえることができるとされています。令和2年度は、13件の滞納処分を行いました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

令和2年度に行った工事の紹介

【土地改良施設維持管理適正化事業】

- この事業は農業水利施設の整備補修を行い、施設の機能保持と耐用年数の確保を目的とした事業です。
- 補助率：国30%、県30%、地元40%（うち30%は5年拠出、10%は実施時負担）
※現在は地元40%のうち30%分を北栄町より助成いただいております。

1 江北新開計器類改修工事（北栄町江北）

- 江北新開揚水機場の流量計1台と圧力伝送器1台を改修しました。
この機器で江北新開地区の送水流量と吐出圧力を計測し安定した散水ができるよう中央制御室から監視を行っています。



着工前（写真左：流量計、右：圧力伝送器）

完成（写真左：流量計、右：圧力伝送器）

2 第一第二計器類改修工事（北栄町江北、下神）

- 第一、第二揚水機場の圧力伝送器を各1台ずつ改修しました。
上記①と同じ用途の圧力伝送器。設置から約30年以上経過し耐用年数を大幅に超えて活躍しました。



着工前

完成

3 揚水機場電気設備改修工事（北栄町江北、下神）

- 第一、第二、江北新開揚水機場の高圧コンデンサーとリアクトル等を改修しました。
これらの機器は微量PCBを含む可能性があり期日内に適正処理が必要でしたが、検査の結果PCBは含まれていませんでした。



撤去品

リアクトル交換後

高圧コンデンサ交換後

零相蓄電器交換後

4 江北新開PLC改修工事（北栄町江北）

- 江北新開揚水機場のPLC（シーケンサ）一式を改修しました。
これはPLCと呼ばれる制御装置です。設置から約32年経過しており製造中止及び保守対応も終了したため、新型に改修しました。



着工前

PLC交換前

PLC交換後

完成